

## 第4回 一般社団法人全麵協定時社員総会議事録（抄）

日時：平成29年5月14日（日）13時00分から17時

場所：東京都千代田区 如水会館

---

【司会】横田節子

【理事長挨拶】

中谷：全麵協・第四回定時総会開催にあたりご挨拶申し上げます。

会員の皆様方には全麵協のそばによる地域振興事業や段位認定事業を始め諸事業に、多大なご支援、ご協力いただき、順調な成長発展をみながら今日にいたっていることに厚くお礼を申し上げます。

平成28年度は全麵協の財務強化を図るため新たな会員会費制度の下で発足致しましたところ、会員皆様のご理解並びに四支部のご協力のお陰を持ちまして、概ね当初掲げた会員会費が得られました。

昨年、平成9年に「素人そば打ち段位認定制度がスタートして以来、記念すべき節目の年に当たり、段位認定制度の更なる発展充実につながる願いをこめて記念式典を執り行い、合わせてそば道の基本理念、憲章を定めさせていただきました。

また、四段位技能審査会を北海道新得町、広島県尾道市、東京都台東区の3会場におきまして本部、支部、主管団体がこれまで以上に協力関係を持って開催し、大きな成果を上げる認定会となりました。

さらに、「第2回全麵協会員全国交流大会 in 三田」を兵庫県三田市に全国各地から175名の全麵協会員が集い、盛大に開催され、参加者の皆様には、多いに親交を深めていただきましたが、なかでもそば打ちファッションショーが新鮮な企画として大変好評でありました。開催主管の西日本支部の皆様方に厚くお礼申し上げます。

また、本部と支部の連携強化が求められていたことから、4支部との連絡会議を開催し相互理解を深めることに努めてまいりました。

さらに、継続されている諸事業の見直し検討を行うとともに、九州地域では初めてのそば打ち段位初二段認定会を開催したことも特筆すべきことと思います。

平成28年度は、諸事業等は滞ることなく概ね順調に行うことが出来、それなりの成果を上げることができたと喜んでいただいております。

さて、全麵協の組織、役員選任については、平成30年の次回役員改選時期までの間に、それ以降の役員選出の方法について検討するために、専門検討委員会を設けましたが、その結果につきましては会員の皆さまのご理解をいただけたものと思っています。

ご承知のことと思いますが、全麵協の事業運営は、段位認定事業を含めて全て関係者によるボランティア活動によって献身的に支えられているのが現状ですが、その基盤はまだまだ脆弱であり、全麵協が将来にわたって事業を安定的に実施し、設立の目的を果たすとともに、会員団体や個人の期待に応える

ためには、財政基盤、事務局体制の強化、安定化はぜひとも必要であります。これまで積み上げてきた経験と実績を敬重しつつ、段位認定事業を中核事業としてさらなる完成度を高めながら、関係団体との連携による、そばに関わる地域振興をよりいっそう強力に進めていく決意を新たにいたしているところです。

総会では諸事業、決算報告ならびに新年度事業計画案、予算案の審議をお願いしておりますが、何とぞ全麵協の目的遂行、組織の発展に向けて慎重かつ活発なご審議をいただきまして、ご理解、ご協力の下にご決議、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

### 【SOBA MEISTER一の表彰】

司会：続きまして、平成28年度 SOBA MEISTER 認定書の授与を行います。本日の資料の33ページに掲載してありますとおり、DIAMOND、PLATINUM、GOLD、SILVER SOBA MEISTER、合計170名の方が認定書を授与されます。

代表授与 DIAMOND SOBA MEISTER 荻原武雄氏（東日本支部、さいたま蕎麦打ち倶楽部）

### 【感謝状贈呈】

司会：本日の総会では、平成28年度四段位技能審査会の開催に当たりご尽力をいただきました3団体に感謝状が贈呈されます。

- ・新得認定会主管 全十勝手打ち蕎麦推進協議会
- ・尾道認定会主管西日本支部四段位尾道認定会実行委員会
- ・東京認定会主管鵜の一門会四段位東京認定会実行委員会

### 【定足数の報告】

藤間（事務局長）：本日現在の会員数は242で議決権の数が249ということになります。本日の出席者が74、委任状は113提出しておりますので、合計で187ということで定款21条の規定によりこの総会は成立していることを報告します。

### 【総会資料訂正】

藤間：（正誤表の説明）

### 【議長選出】

司会：議長は定款第20条の規定により、総会に出席した会員のうちから選任することになっております。どなたか立候補される方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないようですので、事務局から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（拍手）

石川勇二氏（東日本支部 さいたま蕎麦打ち倶楽部）選出

議長：ご指名を受けました、さいたま蕎麦打ち倶楽部の石川です。それでは議事に入ります。

## 議 事

議長：本日の議案ですが、通常の議決に関わるものと特別の議決に関わるもの2つあります。通常議決の場合は、採決は拍手で、特別の議決については挙手をお願いします。

それでは1号議案と2号議案は関連がありますので、続けて担当理事から説明をお願いします。

### 【平成28年度事業報告、収支報告】

藤間：1号議案は資料のとおりです。2号議案の決算について報告します。総会資料をお送りするとき、本日の総会で質問、ご意見がございましたら事前にお寄せいただければ準備いたしますというご案内をしました。その結果、1つの会員から質問、意見が届いております。その質問に答える形で説明したいと思います。

・いしかり手打ちそば同好会（北海道支部）からの質問

① 法律に定められた財務諸表というものがこの総会には掛けられてない。

回答：指摘のとおりで一般社団法人、ならびに一般財団法人に関わる法律にのっとった形の資料を提出すべきです。そのために、今総会では別添資料で一般社団法人の決算に関わる正式な報告書を付けています。今回の総会前に監事の監査を受けましたが、その中でもこれが法律上の決算報告書であるということも説明しました。ただ、監査時点ではまだこういうご意見が届いてなかったため、従来どおりの収支計算書で、過去とのつながりが分かるような形の報告書でよろしいということをご了解をいただいて、資料の中には従来どおりの収支計算書で報告しています。

ただ、法律の定めが優先するわけですので、今後はこの法律にのっとった形の決算報告書でやりたいということ、午前中の理事会に諮りましてご了解をいただきました。ただ、分かりやすいのは従来どおりの収支計算書だろうと思いますのでそれにのっとって説明します。

収入の部

段位認定料：初段位は622万7,000円、二段位は374万6,000円、三段位が352万2,000円、四段位が189万8,000円、五段位が10万5,000円でした。

ちなみに27年度は初段位は861名でしたので、若干、増えている。

二段位が27年度は655名でしたので、これが減少。

三段位も27年度は309人であったのが294名ということで減少。

このように二段位、三段位の減少というものが今後の本会の大きな解決すべき課題になろうかと思っております。

② 管理費の中の交通費が予算額500万円に対して900万円と大きく膨らんでいるこの内訳は

回答：企画渉外関係が約18万円、地域振興関係が13万円、段位認定関係が47万円、段位普及関係が16万でした。それから役員会、この関係が230万円でした。それから、28年度は本部・支部の連絡会というものを開催いたしました、その費用が160万円でした。また、委員会として本会の組織、役員

を選任するための検討会を開催しましたが、それが23万円でした。それから事務局の関係で約400万円でした。

各事業ごとに交通費を別々に計上するというやり方もありますが、役員が出張したりするときに、1つの事業項目だけで出張するというものもないので、複数の事業にわたる出張になるということのほうが多くなります。その辺を事業ごとに分けるわけにいかないということがありまして、交通費としては合算した形で集計しています。

### **(監査報告)**

腰原(監事):(資料に沿って報告)

議長:他に質問ないようですので、1号議案について、原案のとおり承認することでよろしいでしょうか。(拍手多数)

拍手多数ということで承認されました。それでは続きまして第2号議案の28年度収支報告並びに監査報告について、原案のとおり承認することでよろしいでしょうか。(拍手多数)

2号議案については可決承認されました。

続きまして、3号議案の定款並びに関係諸規程の改正について事務局からご説明をお願いします。

### **【定款・関係諸規程改正案】**

藤間:3号議案の最初は定款の改正案です。28年度の主要な事業として、本会の組織・役員選出について検討する委員会がありました。その中でいろいろ議論がありましたが、最終的には各支部から選出されてる理事が1名では少ないということで、2名ずつ選出することになりました。

また、ほかの役職につきましては現状どおりということで、役員数を3名以上15名以内から3名以上、20名以内という形に改正するという事です。本定款は29年5月14日改正、施行。適用は平成30年度の定時総会からということになります。

会費納入規定の改正案ですが、従来ですと、本会の会費は新年度が始まりまして7月の31日までに所定の会費を納入するという事でしたが、個人から2,000円または5,000円の会費を頂戴することになりまして、それは段位認定の受験資格とリンクしてることになりますので、それをチェックということで、7月ではそのチェックが間に合わないということになります。そこで今年度は臨時的に3月31日までに次年度の会費を納入していただきたいというお願いをしました。全国の会員の中には4月から認定会を開催するところもありますが、その受験資格は3月31日までに会費が納入されていることが前提になります。そこで28年度は会費を2回、お払いいただくということになって、非常に変則的ではありますが、大方の会員のご理解をいただきましてスムーズに会費納入が進みました。それを明文化したものがこの改正案です。納入期限は当該前年度の3月31日とする。地方公共団体の会員については、予算の公金から頂くということで、年度内に2回の会費納入は難しいということもありまして地方公共団体の会員は新年度に入ってから会費納入をお願いするという形に改正したいということなんです。

特定目的積立金内規については将来の非常時のための積立金ということで、28年度は300万円積み立てましたが、3年以内に1,000万円ぐらいの積立を持ちたいという内規案で。

その積立目的は以下のとおり。

- ① 事務所整備積立金ということで将来の事務所の移転、増床、購入等のため
- ② 海外関連主団体との交流、国内外での各種交流事業の開催、海外視察、招聘等に対する支援
- ③ 創立30周年記念事業の積立金。

議長：3号議案の説明がありました。質問、意見はありますか。特にないようですので、採決をいたします。まず、3号議案の定款変更は、定款21条第2項の特別議決事項に当たりますので、挙手による採決といたします。(反対 1、保留 なし)

賛成の方、挙手をお願いします。定款上は賛成が3分の2以上で成立となりますので原案のとおり可決されました。

続きまして、会費納入規定の改正案についてお諮りします。

山川（信州蕎麦の会）：質問します。会費納入期日が年度内の3月31日ですと、われわれの会も年度内に2回徴収になります。この全麵協の会計も、基本的には4月1日から3月31日までという会計年度で処理をされてると思います。今期、確認を3月31日現在で、各会員に確認書面を送り、継続または新規を認定をして、支払いは4月1日以降できるだけ早い時期に振り込むという方式は取れないのでしょうか。

ということは、全麵協の会計収入も、3月31日になりますと29年度分を28年度で収入として処理しなければならなくなるのではないのでしょうか。

藤間：そういう意見ももっともだと思いますが、事務局の確認作業としては、確実に会費が入ったという時点で受験資格が生じるという形を取らざるを得ません。このような改正をしますと、どこかで年2回払っていただくことになります。

今回も全会員が100%3月31日までに納入されているわけではありません。ずれ込んでいるものもあります。ただ、新年度に入ってすぐの認定会、これには確実に会費納入という裏付けを取らなくてはいけませんので、特に4月中の受験者がいるところには確実な納入をお願いしています。都合があってできないというところは、これは仕方ないんだろうとは思いますが、なるべく今回の改正の趣旨に準じて早期の納入をお願いします。

山川：会費が3月31日の納入になりますと、誰が犠牲になるかといったら、会を運営している者が会員数分だけ立替えなくてはいけないという状況が起きます。また、認定会のために前年度に次年度の会費を納入することは会計処理も問題があるのではないかという気もします。ということは、29年度の会費納入を28年度の3月31日にやるわけですから、異例な措置になって、来年度からはいつも前年度の収入で今年度の会計をやるというような形になるのではないかと思います。

藤間：ただ今の質問ですが、3月31日までにいただいた29年度会費は28年度の会費としては計上していません。収入の部に前受金という項目がありますが、これが3月31日までに会員からいただいた

次年度つまり 29 年度の会費です。これは新年度に入りましてそれぞれの会費に分類して、29 年度会費という形で計上します。会計法規上も問題はありません。

議長：会費納入規定の改正案については普通の議決事項ですから拍手による採決をします。賛成の方は拍手をお願いします。(拍手多数) 3 号議案は原案通り可決しました。

#### 【平成 29 年度事業計画、予算案】

議長：第 4 号議案事業計画と第 5 号議案予算案は関連がありますので、一括して担当理事のご説明をお願いします。

中谷：それでは平成 29 年度の全麵協事業計画案の基本方針を説明します。全麵協を取り巻く社会情勢についてはご承知のとおりであります。29 年度は全麵協が法人化して 4 年目の年に入りますが、もともと全麵協は地域振興を目的につくられてきました。そういった中で、任意団体の時代から法人化を経て地域振興を目的に諸事業に取り組んできたわけです。

中でも、基幹事業のそば打ち段位認定制度は、地域によっては認知度の低いところがあります。そういったところにも昨年度は積極的に働きかけ、九州において初めての初・二段の認定会も開催することができました。

全麵協が将来にわたって会員団体や個人の期待に応えていくためには、事務局体制の充実ということが急務です。現状は一部役員の皆さんがほとんどボランティアで事務所に通って、段位認定制度あるいはさまざまな事務処理を行っていただいております、これは決して将来に向かって好ましい形だとは私は思っておりません。専任の職員を增強し、しっかりと全麵協の諸事業に精通していただいで運営していく、こういう事務局体制をつくらなくてははいけません。われわれの時代に財政基盤も含めてその道筋を付けて、次の世代にバトンタッチしていくのが使命でないかと思っています。

今年度の重点施策として 12 の項目を掲げておりますが、団体会員、個人会員の加入拡大、新会員・会費制度を定着させ、財政基盤を強化する、主幹事業の段位認定制度では初二段受験者の増加を図る、そば道の啓発、本部支部間の連携強化と支部間の平準化、関係団体との連携、地域活性化イベントの見直し、会員相互の積極的な情報交換等につきましては常日頃、申し上げていることではあります。

新たな事項としては、東京オリンピック・パラリンピックを目指してプロと素人集団の全麵協が連携してこれからの活動を進めていきたいということです。われわれの段位認定制度の中で四段、五段、特に上位段の方々の出番・活躍の場を地方に、あるいは都市部において設けていこうとすると、やはりこういった国家レベルの大きな行事になんらかの形で関わって、日麵連と連携しながら取り組んでいくことが必要かと思っています。

また、これまで皆さん方には各地の活性化イベント、そば祭り、そば博覧会等に積極的に出店していただいでおり、引き続きそれらの参画をお願いする場合に、われわれとしては安全衛生管理につて今年度は専門委員会を設けてしっかりとガイドラインをお示しして、基準、指針、指導目標を整備したいと考えております。

それから海外との交流ですが、これまでも海外視察ということで行ってきましたが、今年度はモンゴル・ウランバートルを中心に実施したいと考えております。特にモンゴルは近年、成人病が大変多くなりまして、日本の食生活でそばが健康にいいということから、国家的にもそばに関心が高まっております。モンゴルと日本は今年、国交樹立 45 周年の節目の年に当たりますので国民の健康食としてそばを取り入れていこうという考えのあるモンゴルにわれわれとしては国際貢献できないかという考え方で計画しています。

また、本部、支部、あるいは事務局の体制を強化して、より安定的な会の運営を図っていきたいと考えております。

廣澤（企画渉外部会）：国際貢献、そばの普及ということで、モンゴルとの交流は理事長が述べられたとおりです。そば産地視察も今年で 11 回目になりますが、それを拡大して 10 月 4 日から 9 日まで計画しております。1 日目はモンゴル政府関係にそばをふるまう、2 日目は一般の方々に試食・販売することを計画しております。

従来のそば大学では、例えば北のほうで開催すればそれ以外の地域の会員の参加が非常に少ないということで、なかなか人集めが大変だというようなことも聞いております。そういったことから支部単位で検討して開催していただくというのが今回の提案であります。例えば 100 人前後の小型化したプランで宿泊も省いて、午前、午後で 5 講座ぐらいを企画したらどうかと考えております。

芳田（地域活性化部会）地域活性化支援事業ですが、昨年度から新たな事業の取り組み、立ち上げのための事業等に助成しておりますので、活用をお願いいたします。

災害支援事業は昨年度も 3 件助成しましたが、基金が枯渇状態ですので再度、募金をお願いしたいと思います。

加藤（段位認定事業部長）：昨年は大変充実した中身でいろいろな新しい事業を進めていただきました。段位認定制度運用 20 周年を迎えまして、ようやく社会的にも認知されてきたところで、成人としての第一歩が踏みだせたと思います。

特に、理事長の熱い思い入れがありました九州における段位認定会が、西日本支部の皆さん方の絶大なご協力によって初めて段位認定会を実施することができました。

そのほか、慶應大学のゼミ生に対するそば打ち会を開催しましたが、若い人たちのそばに対する認識の一端が分かりましたし、若い人たちにもっとそばに関心を持っていただいたと思います。

地域振興の新規事業を兼ねて福岡県うきは市の市民祭りでそばを提供したりそば打ち体験に取り組みました。

現在個人会員は 5,053 名、特別会員が 220 名で 5,273 名という数字ですが、段位認定者数の 1 万 3,000 人に比べると 40% 程度の加入率です。亡くなった人が 101 名、そのほか、そばの段は取ったけどもうやめてしまった人がだいたい 5,000 人から 6,000 人ぐらいいるようです。従ってまだ 3,000 人ぐらいは会員にする余地があと思いますので、ぜひ皆さま方の今後のご努力をお願いしたいと思います。

また、新規の会員をどのようにして増やしていくのかというお話がありましたが、やはり新しい地域での開拓です。九州の平尾台で認定会をやっていただきましたが、そこへ鹿児島、宮崎、大分の人が見えて「うちのほうでもやってもいい」という声がありました。四国でもぜひ認定会をやっていただきたいという要望があります。

また、山陰地方とか東日本の東北地方でも段位認定者が少ない秋田、青森、岩手辺りは、まだまだこれから開拓していく余地があると思います。特に秋田はそばの生産がかなり多いのですが、段位認定者がまだ3人か4人しかいません。それはわれわれの責任でもありますが、その方面に対する働き掛けが今までは少なかったので、今年度から徐々に進めてまいりたいと思っています。

段位認定事業については認定者の高齢化、あるいは認定会の開催地の偏在、若者に対する浸透がまだ不十分という問題があります。それから一般市民に対して全麵協のそば打ちの浸透度というのがまだまだ不十分ではないかと思っておりますので、そういう課題を克服しながら今年も段位認定事業を進めていきたいと思っております。

特に段段位認定制度の円滑な推進のための体制整備として1つは専門チームの適正な運用と積極的な活動、それから指定指導員と全国審査員の連携を強化したいと思っております。

認証道場等における指導者についても充実、強化していきたいと思っております。

そば打ち高校選手権が毎年、日麵連の主催で行われておりますが、昨年は30校でしたが今年をそれを上回る出場校があると伺っておりますので、それをさらに拡充していきたいと思し、大学生にそばに対する関心を持っていただくような活動もやっていきたいと思っております。

それから昨年、そば道の理念と憲章について制定をさせていただきましたが、その普及、啓発活動をお願いしたいと思っております。

そば打ち技術の向上について、もう少し技術をアップしてもらいたいという意見があります。せっかく全麵協の四段とか五段という段位を認定してもらった人は、それなりの段位の實力・技能を持っていただくような方法を考えています。

段位認定会開催の平準化ということで、1つは各認定会における審査員の選定方法について、今のところ各支部ともばらばらな状況ですが、これも平準化してやっていきたい。また7月1日、2日の任用講習会は189人の人が希望しておりますので、この人が受講して任用されますと約700人弱の人が地方審査員になります。その人たちにどうやって実際の審査をしていただくかということについても今後、皆さん方のご意見を聞きながら進めていきたい。

谷端（段位認定部会長）：大事なところを2点だけ付け足しをさせていただきます。

- ① 今年度、平成29年度は五段位認定会本審査を10月28日、29日に東京都内で開催予定。
- ② 五段位以上の上位段の創設を具体的に決めていきたい。

ともあれ、段位制度が全麵協の主管事業になりましたが、段位制度の確立、有段者の社会的地位の向上を図ること、それがひいては有段者のためにもなり、また全麵協の発展にもなるということを感じながら頑張っていきたいと思っております。

落合（段位普及部会長）：そば打ち技術指導の強化として、3回ほど計画しております。

第1回目 平成29年6月3、4日 西日本支部主導で岡山県の高梁市

第2回目 平成29年6月24、25日 東日本支部の主導で栃木県日光市で40名

第3回目 平成29年7月21、22日 北海道支部の主催で40名

そのほかの事業については島県の祖谷で郷土そばの映像記録保存と認定会で使用するそば粉の選定。

議長：続いて5号議案29年度予算のご説明をお願いします。

藤間：追加説明をするものは、段位認定料です。初段位・二段位が認定料が7,000円ということになっていますが、会費制度の改定の中で将来的には初段位・二段位の認定料を値下げを約束をしました。本来ですと即実行できなければいけないのですが、総会が本日5月の14日で早いところだと4月中に新年度事業としての段位認定会を開催してるところがあります。そこに値下げした認定料を適用するというのは議決前ですからできませんので、総会の議決を経て予算が承認されたならば来年から値下げをしたいと考えております。ですから今年度は従来どおりの7,000円、二段位も7,000円ということで、例えば来年度からは初二段位の認定料を値下げした形で実施できないか考えておりますが、この減少した分をどこで補うかということで、三段位は現行どおりとしても四段位、五段位につきましては理事会でもいろいろ議論があります。また、四段位・五段位認定会は、現行の受験料では赤字ということもありまして、会員の皆さま方から、もう少し高くてもよいのではないかという意見もありますので、これは今後、検討して、来年度事業に向けて確定していきたいと思っております。

また、預かり金というのは29年度の四、五段位の認定会の宿泊料とか弁当代、また認定講習会の受講料です。前受金は、これは今年度末におそらく納入いただけるであろう30年度会費です。

支出の部では会費徴収手数料として180万円計上していますが、これは従来、各支部に助成金として一律に30万円、4支部で合計120万円支出していました。法人へ移行しましたときから税理士から助成金という形はなじまないという指摘を受けておりまして、28年度から会費を各個人から頂戴する徴収手数料という形で支部にお支払いしようということで、従来の120万円から50%アップした形の180万円を計上しています。

ただ、4支部は会員数とか個人会員の数が均等ではなく、いろいろ差がありますので、30万円という従来からの金額をベースとして、50%アップ分の60万円を、会員数の割合で各支部に手数料としてお支払いしようと考えておりまして、ざっと計算しますと、北海道支部は30万円が45万円、東日本支部は30万円から50万円、中日本支部は30万円が42万円、西日本支部は30万円が42万7,000円ほどになります。今後は会員を増やしていただいた努力をこういう形で反映していく1つのインセンティブを与えるということで執行していくことを考えています。

それから、北海道のいしかり手打ちそば同好会から質問をいただいておりますので、ここでついでにご説明したいと思います。まず第1点で、旅費・交通費が28年度の予算の500万円から1,000万円になっている、この理由はということですが、これは28年度の実績がすでに900万円余りということで、それに合わせたということなんです。

それから人件費も 150 万円ほど上がっていますが、これにつきましても、段位認定関係の事務処理のための要員が必要であるということです。事務局体制の充実ということで 150 万円多くなっています。

それからもう 1 つの質問で、事業費が 29 年度予算では 1,900 万円、管理費が 2,800 万円に近い。こういうものが一般社団法人として適正であるのかという、難しい質問をいただいております。一般的に本会のような団体の管理費、事業費の割合というものが、総支出に対して 5%から 20%が適当という資料もあります。この例で計算しますと、総支出の 30%近くが管理費ということになります。

ですからこれが多いか少ないか、これは議論の要するところではございますが、実態はそういうことであるのご理解いただきたいと思います。

議長：今年度の事業計画、予算を説明していただきました。

〈休憩〉

議長：第 4 号議案、5 号議案についてのご質問、ご意見を受けます。

丸山（平尾台手打ちそば倶楽部）：災害支援事業で去年は 3 件ありましたというところですが、この 3 件の中身はどこでしょうか。会報では、新得町に見舞金を差し上げましたという報告がされておりましたが、大きな災害としては九州の熊本大震災、それと理事長のお膝元の利賀村のがけ崩れによってそば祭りが中止になったということもありました。こういうところは対象にならないのでしょうか。今後、災害支援とかいう基準はどのようにお考えなのでしょうか。

芳田：災害支援事業につきまして、1 件は新得の台風 10 号の災害で支援いたしました。それから永沢寺そば打ち愛好会が熊本の災害の支援、それから福島支援ということで高林蕎麦研究会から請求がありました。災害は、今まで東日本災害義援基金ということでやっておりましたが、そのほかの災害対処ということで災害基金として支援をすることになりました。基金の集まり具合が最近、細っておりますので、ここであらためて皆さまの募金をお願いしたいと思います。

唐橋（副理事長）：補足で説明させていただきます。この災害支援事業ですが、東日本大震災から始まりまして、皆さんにご協力をいただいて、募金していただいたり、それから現地に行ってそばの慰問をしていただいたりということをしてまいりました。資金のほうがか枯渇していることを今、芳田りじから話がありましたが、実は私もあちこちのそばまつりでそば打ちの実演をしています。実演をしたときに、300 グラム 1,000 円で義援金を募って、1 回でだいたい 3 万くらいになります。そういうふうにして資金を稼いでいます。

丸山：災害支援事業は熊本の震災の益城町の炊き出しということで、西日本支部、山本支部長の音頭の下、支援事業をやって現地の方に非常に喜んでいただきました。そういうことが全麵協という組織を認めてもらえる 1 つの大きな力になっていくのではないかと思います。各支部も頑張っていていらっしゃるでしょうけど、私たちの会も熊本復興支援に今年、10 万円のお金を寄付させていただきました。これは毎年続けていくつもりにしております。本部からもそういう働き掛けを今後も強く勧めていってほしいと思っております。

赤羽（NPO 法人信州そばアカデミー）：2点、確認させていただきたいんですが、地域振興部の事業計画案の中で、新日本蕎麦大学講座、これは新しい事業として計画されていると思いますが、文面からしますと、「『日本蕎麦大学講座』として実施するものです」ということで、これからするとやらなくてはいけないのかという印象を受けます。先ほどの説明ですと、各地区で「やっていただきたい」という表現だったので、これはやらなくちゃいけないのか、できるところがやればいいのかという、どちらに取ればいいのかということ。

もう1点。会員の交流大会です。今の新日本蕎麦大学講座は日帰りで計画してくれと。それに対して、会員交流のほうで、このそば大学と併催することを望むとあります。もし同時期にやるとすれば、やはり日帰りで両方やるのは難しいだろうと思います。交流会となれば、やはりレセプションも含めてということになるので、泊まってということになります。そうすると、日帰りでそば大学という意味がなさなくなってきましたので、この併催、並行してやれということはどういう内容を考えておられるのかご確認したいと思います。

廣澤（企画渉外部会長）：そば大学講座については、やらなければならないということではありません。今までそば大学は段位普及、段位認定の会の受講とリンクしてやってたわけですが、それを切り離して独自にやってはどうかというようなことでいろいろな検討をしてきたわけですが、しかし、依然としてやってほしい、やるべきだという意見も根強いわけです。そこで、小規模でもその地域に根ざしたものをやってはどうかという提案であります。本部としてはぜひお願いしたいと思っております。

芳田：全国交流大会とそば大学の同時開催ということではいわき市と、三田市で実際にやりましたら、大変好評でございました。ただ、1泊2日で参加者が地域で偏っています。やはり人数が200人近くなりますとなかなか開催が難しい。今回も開催計画をお願いしましたが、まだ今、開催に至っておりませんので、例えば全国交流大会の中でそば大学的なものにするのか、または規模を縮小したそば大学という形にするのか、いろいろとご提示していただいているいろいろ模索していくと考えております。

議長：他に質問、意見等ないようなので第4号議案について原案のとおり可決してよろしいでしょうか。（拍手多数）

次に第5号議案について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。（拍手多数）

4号議案、5号議案は原案のとおり可決されました。

次に6号議案、その他ですが、執行部の方で何かあるでしょうか。（なし）

会場の会員の皆さんで聞きたいこと。ご質問がありますか。

松田（山形のふるさと寒河江そば工房）：総会の資料について1つお尋ねしたい。定款の第40条に会計のことが書かれています。その会計は、決算書、損益計算書、貸借対照表、それから一般会計報告をなさいと書かれています。今まで総会資料ではこの貸借対照表とか損益計算書は出ていませんでした。来年度からは総会資料に載せるということになりましたが、これまでそれがなされなかったのが財務情勢とか分からなかったわけです。

それから、今年の決算書の中に借入金があります。それはどこから借りたか、移らせたか、返済したのか。借入金が起こる場合、どこから借りるのか、限度額はいくらなのか、そういうこともこれから決めておく必要があるのではないかと思います。積立金も始まるわけですので、借入先、ちゃんとした金融機関から借り入れることがこれからは可能だと思います。それで、借入先の明示、限度額をこの次の総会にはぜひ出していただきたい。

それから、事業報告の中に理事会の報告がありますが、この項目を見ますと、結局、議題だけです。その結果どうなったかということが書かれていません。これは理事会の中の審議内容、決定事項、これが皆さんに伝わらないと思っています。これからは理事会の議事、決定事項、決定事項はいつから行うのか、それも総会資料には提示していただきたい。

もう1つ。これから高校生の受験者が少しずつ増えていきます。高校生は卒業すると大学生とか社会人になります。大学に行った場合に収入がなくなるわけです。社会人になるまで認定料を免除する、そういう制度をぜひ確立していただきたいということです。

議長：これは事務局のほうで要望として扱っていただきたい。

藤間：ただいまの要望に対しまして、分かる範囲で補足してます。

まず、借入金ですが、貸借対照表にあります。955万4,119円。このうちの520万円余りは任意団体のときの残余財産、これを法人化した本会に繰り入れてましたので、それが借入金という形で残っております。そのほかの400万円余りは収益事業からの繰入金、それらが借入金という形で計上されてます。非常時は銀行から借り入れればよいということですが、最近は銀行が貸し先に困っておるようですから借りられるかもしれませんけど、現状では借入限度額を設けて借金するという、そういう事業運営は考えておりません。

それから理事会の報告ですが、理事の中には支部長もおりますので、その段階までは必ず議事録は出ておりますので、あとはその責任において各会員にどう配布するかはお任せしたいと思っております。

松田：理事会の報告は私たちは受けておりますけど、それを周知するには、総会資料に載せたほうが良いと思っております。

議長：それでは、他にご質問がないようですので、理事会より提案の6議案が全て可決しました。出席会員の皆さまには円滑な議事進行にご支援、ご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

以上

(文責：藤間英雄)